

保育の必要性の確認の内容

確認事由		期間
就労	月 48 時間以上の就労が常態である場合	保育を必要とする期間
妊娠・出産	出産のために保育が困難である場合	出産（予定）日の 2 か月前の月の初日から、出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・負傷・障害	入院、精神性の疾病、その他の通院や自宅安静が必要で保育が困難である場合、障害者手帳の交付を受けている場合	保育を必要とする期間
介護・看護	月 48 時間以上の介護・看護が常態である場合	
災害復旧	災害（火災・風水害等）の復旧にあたっている場合	
求職活動	月 48 時間以上の求職活動が常態である場合	3 か月間
就学	月 48 時間以上の就学が常態である場合 ※原則として、学校教育法に定める教育機関および職業訓練施設に限ります。	卒業または修了予定日の属する月の末日まで
育児休業	原則として、育児休業を取得したまま新たに認定を受けることはできません。以下のケースは、例外的に育児休業取得中に認定できる場合があります。 ・認定申請児以外の育児休業取得前から練馬こども園低年齢型を利用している場合	育児休業対象児童が満 3 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日まで ※「満 3 歳に達する日」とは、3 歳の誕生日の前日をいいます。 ※育児休業中に退職・転職した場合は、原則として前職退職日をもって認定が終了します。

保育の必要性の確認に必要な書類

確認事由	必要書類
就労 (自営業の方) (予定を含む)	【2点の書類の提出が必要です】 ・就労証明書 (勤務時間が不規則な方は、直近3か月分のシフト表、スケジュール等も添付してください。) ※就労証明書の証明日は、申請月の前月1日以降のものが有効となります。 ・直近の確定申告書の控えの写し ※確定申告書の提出ができない場合は、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書などを提出してください。
就労 (自営業以外の方) (就労予定を含む)	就労証明書 (勤務時間が不規則な方は、直近3か月分のシフト表、スケジュール等も添付してください。) ※就労証明書の証明日は、申請月の前月1日以降のものが有効となります。
妊娠・出産	母子健康手帳の分娩予定日の記載のあるページの写し(練馬区の場合P4)
疾病・負傷・障害	診断書(家庭で保育ができない旨や療養期間(見込み)が記載されたもの)、身体障害者手帳等の写し
介護・看護	介護・看護状況申告書および被介護・看護者に関する書類(介護保険被保険者証等の写し)
災害復旧	罹災証明書の写し
求職活動	保育の必要性の確認申請書 ※求職活動の実績のわかる書類を求めることがあります。
就学	就学状況申告書 ※就学状況申告書の提出ができない場合は、在学証明書のコピーおよび時間割等スケジュール、カリキュラムがわかるもののコピーなどを提出してください。
育児休業	就労証明書(育児休業取得期間が記載されたもの)